

にいつ丘陵の森たより<sup>(14)</sup>

## 水辺を彩るツリフネソウ

記録的な猛暑の7月、一転して豪雨、そして低温の8月と、例年ならば多くのハイカーでにぎわう白玉の滝から菩提寺山の遊歩道コースも、土砂崩れで足止めになってしまいました。

そして9月、遊歩道沿いの日なたでは、可憐なヤマハギの花が秋を告げ、紅紫色のツリフネソウ(釣船草)の群が水辺を彩っています。花の一端には蜜を貯える距(きょ)と呼ばれる袋を伸ばし、その名のとおり帆掛け船を釣り下げるような愛嬌たっぷりの表情をしています。

花の蜜を吸いに来た蜜蜂の背に花粉をつけ、それを柱頭(雌しべの先端)に受けるという巧みな仕掛けを備えています。中には花粉を媒介せずに蜜だけを吸っていくちゃっかり屋の昆虫もいるとのことです。

(文責:小林正吾)

●にいがたの森林の仲間の会  
事務局:石油の世界館内  
☎22-1400



ツリフネソウ

《良い》



右手こぶしを鼻から  
前に出す

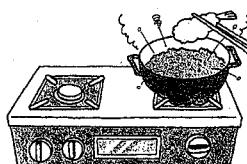
- 市役所 (☎24-2111)
- スポーツ 生涯学習課・スポーツ振興係 (☎22-0916)
- ビデオシアター、定期映画鑑賞会…視聴覚センター (☎22-0201)
- 教育相談 教育センター相談部 (☎24-8888)

30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
成 分 献 血 (午前9時30分～午後3時30分) 市役所	※予約制→福祉健康課福祉係 (内線141) へ。											

お買物、ご用命は市内で

### 天ぷら火災防止!

天ぷら油過熱防止機能付ガステーブルコンロ  
温度が約250℃になると、自動的にガスを止めます。油を使うお料理も安心して作れます。



### 越後天然ガス(株)

新津市新町1-5-37  
TEL 24-2171  
FAX 24-2170

# 市民カレンダー

9月

日 曜日 行事(時間)会場

8	火	マタニティーママのためのえほんのよみかかせ (午前10時から) 図書館休館日
9	水	定期教育相談 (午前9時～午後3時) 新津商工会議所
10	木	消防総合訓練 (午前10時30分～正午) 第三小学校
11	金	厚生年金相談 (午前10時～午後3時) 新津商工会議所
12	土	交通事故相談 (午前10時～午後3時) 市民法律相談 (午後1時30分～午後4時30分) 普通救命講習会 (午後1時30分～4時30分) 市民ソフトテニス大会 (午前9時から) 「水と暮らす」フェスティバル (午前9時40分～午後3時30分) 「秋葉公園噴水広場集会」
13	日	【敬老の日】
14	月	※図書館休館日
15	火	献血 (午前9時～午後3時30分) 立正校成会
16	水	B&G 講団・市民ゲートボール大会 (午前8時から) 七日町ゲートボール場
17	木	定期教育相談 (午前9時～午後6時) 緑化フェア・新津会場
18	金	保存雑誌の無償譲渡 (午前10時～午後4時30分) 図書館2階読書会室
19	土	ビデオシアター (午後1時から) 視聴覚センター2階ホール 内容「愛と青春の旅だら」 (字幕スイベル、上映時間2時間4分) ※ばく書のため、図書館休館 (9月30日まで) 結婚相談 (午後1時30分～午後4時) 本町一番館
20	日	社年野球大会 (20日まで) 金屬野球場、市営野球場
21	月	【秋分の日】
22	火	ミニスポーツフェスティバル (午前10時～午後3時) 海洋センター
23	水	少年少女相撲大会 (午前9時から) 市民武道館相撲場
24	木	市民弓道大会 (午前9時45分から) 市弓道場
25	金	市民ゲートボール大会 (午前9時から) 七日町ゲートボール場
26	土	市民法律相談 (午後1時30分～午後4時30分) 市民窓口課第一相談室
27	日	人権 (子ども人権) 行政相談 (午後1時30分～午後3時30分) 本町一番館
28	月	市民テニス大会 (午前9時から) 東町庭球場

本来、子どもに対する遺族基礎年金の受給権は、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が過ぎるとなくなります。しかし、離婚等級の1級・2級に該当する障害状態にある子どもは、十八歳になった年度の三月三十一日を過ぎても、二十歳に達するまでの間は失権せず、また、遺族基礎年金の受給権者は、次のように規定しています。子どもが有する遺族基礎年金の受給権は、本人が死亡したとき消滅するほか、子どもが次のいずれかに該当した場合、消滅することになります。

- ① 婚姻したとき
  - ② 離縁によって、死亡した人の子どもでなくなったとき
  - ③ 十八歳到達年度の末日 (三月三十一日) が終了したとき。ただし、障害等級に該当する障害状態の場合を除く。
  - あなたの場合、お父さんの死亡時は障害状態になつていなく、その後に障害を持たれたわけですから、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した時点で障害状態にあるので、遺族基礎年金の受給権は失権しません。二十歳に達するまで、遺族基礎年金が支給されます。
- (保険年金課国民年金係)

私は「(17歳)は父の死」により、遺族基礎年金を受給していましたが、最近事故に遭い、右足を切断してしまいました。一定の障害のある場合は、高校を卒業しても二十歳に達するまでは、遺族基礎年金を受給する権利はなくならないと聞きましたが、本当にどうですか。

相談



国民年金 そうだん

お買物、ご用命は市内で

### 雨もり 点検 補修

### (有)関口瓦工業

屋根診断士 関口克征

新津市草水町3丁目 TEL 22-0984

老舗の味をお気軽に  
ご慶事・ご法事・各種宴会  
仕出し料理承っております

新味  
割烹  
春雨

新津市本町1(駅前通り) ☎ 22-1600  
FAX 22-1602